

日医発第 666 号(総務)(経理)

令和 7 年 7 月 25 日

都道府県医師会長 殿  
郡市区等医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会  
会長 松本吉郎  
(公印省略)

### 会費減免対象者の拡大について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会では、医学部卒後 5 年間の会費減免を実施しておりますが、入会への門戸を一段と広げるべく、臨床研修医については、上記期間を問わずに会費減免の対象とすることを、第 159 回日本医師会定例代議員会にて決定いたしました。

会費減免対象者の拡大に関する詳細は、下記のとおりです。

貴会におかれましては、すでに入会促進をはじめとする、医師会の組織強化に、多大なるご協力をいただいておりますが、令和 8 年度からの会費減免対象者の拡大につきましては、三層医師会すべてが足並み揃えて実施することが重要と考えております。

つきましては、その実施に向けてご検討の上、特段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

令和 7 年度まで
日本医師会会費賦課徴収規程第 4 条第 2 項における「その他特別の事由」に下記を適用 ・ 医学部卒後 5 年間 (すべての会員区分)

↓

令和 8 年度から
日本医師会会費賦課徴収規程第 4 条第 2 項における「その他特別の事由」に下記を適用 ・ 医学部卒後 5 年間 (すべての会員区分) ・ 上記期間を経過した臨床研修医 (A②(C)及び C 会員)

以上